

令和5年度第3回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問の集計結果について

資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
1 p32 重点目標	重点目標の位置づけが、不明確で分かりにくいと感じる。	本計画は、基本的理念、基本的視点を土台に、11の分野で構成し、さらにその下に複数の基本的方向性を設定しています。その中で重点的に取り組む課題を重点目標として定め、対応する施策等については、目立つように表記をしています。 関連がわかりにくい部分もありますので、次期計画については計画の設計についても見直しを考えています。	加藤委員
2 p32 重点目標	(1)地域における生活支援の充実 主な取り組み ○障がい福祉サービスおよび支援員等の質的向上に、「支援員等の増員」を追加できないか。	各所で人手不足が叫ばれる中で、人材確保・質の向上は非常に大きな問題であると認識しています。障がいの分野でも給料面の課題について、また、人が足りない中で、ロボットを導入したり、外国人を雇う動き等もありますが、国や都道府県レベルで施策が位置づけられるため、市町村が施策として取り組めることは限られてきます。 その中で市の施策につきましては、広報活動が中心になってくると考えています。職場広報等による、周知啓発を始め、事業所に対しても人材の育成・確保についての事例の共有や、処遇改善加算の周知等を積極的に行っていきたいと考えています。	大島委員
3 p39 1 生活支援の 具体的施策	人材の育成・確保及び質的向上の具体的な取り組みについて、追加で取り組みはないか。	御指摘のとおり、就労選択支援は令和7年10月1日からサービス提供が開始される予定ですので、令和6年度の数値は削除します。 見込み量は、障害者就業・生活支援センターようわへの相談件数をもとに、約半数が就労選択支援を利用するとして積算しましたが、御指摘のとおり新規の事業であり、どれだけの利用者が利用するか、またどれだけ事業者が実施するかわからないため、見込みの数値を修正します。 令和7年度:10 令和8年度:25	大島委員
4 p43 1 生活支援 活動指標	就労選択支援は、令和7年度途中から実施の予定であり、令和6年度の数値目標は不要と思われる。 また、新規事業であるため、見込みの数値はもう少し低くてもよいのではないか。	御指摘のとおり修正します。	田代委員
5 p46 2 障がい児支援 成果目標 具体的施策	重症心身障がい児についてのみの記載になっているので、医療的ケア児も追記してはどうか。	御指摘のとおり修正します。	田代委員
6 p47 2 障がい児の支援 具体的施策	コ 放課後児童健全育成事業について、より積極的に推進できないか。	障がいのある児童の受け入れについては、障がいの程度や受け入れの体制を勘案して、各事業者が判断しています。研修を行うなど各事業者のスキルアップを図っており、今後も可能な範囲で受け入れを行います。	田代委員
7 p49 2 障がい児支援の 具体的施策	医療的ケア児等の受け入れ可能な施設の拡大と人材の育成・確保について追加できないか。	児童発達支援や放課後等デイサービスについては、特に量的な充足が進んでいると考えられることから、医療的ケア児や、重症心身障がい児を対象とした施設の開設を事業者に働きかけていくことを検討しています。	大島委員

	資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
8	p49 2 障がい児支援の 具体的施策	⑥イの取り組みの、「訪問看護師の派遣を行います」を「市の看護師の派遣を行います」としたほうがわかりやすいのではないかと。	担当課である、学校教育課と調整します。	田代委員
9	p48 p55 p70 具体的施策	施策の記載が「交流学习等の推進」となっているものと、「インクルーシブ教育・交流学习等の推進」となっているものがあるが、統一したほうがよいのではないかと。	御指摘のとおり、「インクルーシブ教育・交流学习等の推進」で統一します。	加藤委員
10	P50 3保健・医療 の基本的方向	基本的方向の文章として、第2回協議会の中間案で記載されていた、「適切な医療や途切れない支援を受けることができる体制づくりを強化します。」の文言を追加してはどうか。	今回の中間案では、第2回協議会の審議内容を踏まえて、精神障がいのある人や難病患者などを含め、保健・医療の分野も重層的支援体制の中で支援を行っていくことがよりわかりやすいように、文言を修正しています。 御提案があった内容と、現在記載されている内容は重複すると思いますので、どちらを記載するのがよいか、今回の協議会でみなさんからご意見を伺いたいと思います。	山本委員
11	P51 3保健・医療 の成果目標	地域移行支援・地域定着支援の利用人員を成果目標、または活動指標として設定するとよいのではないかと。	地域移行支援、地域定着支援については、p43に活動指標を設定しています。また、自立支援協議会からの評価として、地域移行支援事業を利用せずに、相談支援事業で退院調整等の支援がされているケースがあることを、p23に記載しています。	山本委員
12	p53 4 教育	「園や学校が遠い」という意見について、対応する施策はないかと。	愛知県が、スクールバスに乗車ができず、保護者による送迎が必要な児童生徒に対し、学習機会を保障するとともに保護者の送迎負担の軽減を図るため、通学支援モデル事業を実施予定です。今年度モデル事業を実施し、将来的には全県での実施を目指すということです。動向を注視しつつ、情報共有していきたいと思っています。	大島委員
13	p55 4 教育 具体的施策	③アの取り組みの、「高齢者の生きがいがづくりや社会参加を推進する講座を開催します」というのは、障がい者の総合福祉計画としては、文言が合わないのではないかと。	御指摘のとおり、「生きがいがづくりや社会参加を推進する講座を開催します」に修正します。	加藤委員
14	p59 5 雇用・就業 基本的方向	「就労支援事業所の収入の拡大を図ります」は、「工賃等の向上を図ります」が適切ではないかと。	御指摘のとおり修正します。	加藤委員
15	p59 p60 5 雇用・就業	「就労支援事業所」となっているものと、「就労継続支援事業所」となっているものがあるが、統一したほうがよいのではないかと。	御指摘のとおり、「就労継続支援事業所」で統一します。	加藤委員
16	p61 成果目標	(御意見) 市営住宅のバリアフリー化率だけだと限定的なので、全市的な成果目標が設定できるとよいと感じた。	次期計画では、項目について検討します。	加藤委員
17	p64 8 情報アクセシビリティ 具体的施策	①アの取り組みの、「ホームページに掲載します」に、地域自立支援協議会のホームページについても追記できないかと。	御指摘のとおり、「市及び地域自立支援協議会のホームページに掲載します」に修正します。	田代委員

	資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
18	p67 9 防災・防犯 具体的施策	「①キ 要配慮者のための指定避難所の指定」の取り組みが、「指定福祉避難所について周知します」となっており、合わないのではないか。	御指摘のとおり、「キ 要配慮者のための指定福祉避難所の周知」に修正します。	加藤委員
19	p69 10 差別の解消 成果目標	「障害者差別解消法を知っている人の割合」は、合理的配慮についてのほうがよいのではないか。	「障害者差別解消法(合理的配慮について)を知っている人の割合」に修正します。	加藤委員
20	p82 アンケート調査	p82(アンケート送付者)は、一般市民となっているが、それ以降は障がいのない人と記載されているので、どちらかに統一するとよい。	御指摘のとおり、「障がいのない人」で統一します。	芝垣委員
21	P124 5次計画の数値目標に対する実績	(御意見) 1生活支援 2施設入所からグループホームなどへ移行する人の数について、令和5年度目標値12人に対して、令和4年度時点の実績は3人で、国の指針に対して未達が予測される。 第6次障がい者総合福祉計画では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(「にも包括」)の整備や、重層的な支援体制の整備により、今後の成果が期待される。 家族会としても「親が元気なうちに自立を目指す」ことが大切である発信していきたい。	入所、入院せずに暮らし続ける効果的な取り組みについては、どこで誰と生活をするのか、居住する場所はどこか等、その選択は、本人の意思を尊重した意思決定支援を基本に置いて、最も望ましい居住場所を考えていくことが大事だと考えます。 重層的支援体制の中で多機関が協働しつつ、基本的視点や取り組みにも記載したとおり、本人の意思を最大限尊重した支援を行っていきたいと考えています。	山本委員
22	御意見	アンケートの自由記述についても記載してはどうか。	計画の文量を考慮しまして、自由記述を載せることは難しいと考えていますが、アンケート調査結果報告書については、ホームページに記載し、QRコードを記載したいと思います。	芝垣委員